

経営者のみなさまへ

「経営者保証に関するガイドライン」のご案内

■「経営者保証に関するガイドライン」とは？

- 「経営者保証に関するガイドライン」とは、2013年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された、中小企業・小規模事業者などの経営者による個人保証（以下、「経営者保証」）の契約時と履行時などにおける対応の指針です。
- 本ガイドラインは、中小企業、経営者および金融機関などの関係者による自主的自律的な準則として、経営者保証における合理的な保証契約のあり方や、保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための考え方など、経営者保証における課題への解決策が具体的に示されています。
- 本ガイドラインの積極的な活用を通じて、中小企業、経営者および金融機関の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化とともに、中小企業の活力が一層引き出されることが期待されています。

みずほ信託銀行は、本ガイドラインの趣旨や内容をふまえて適切に対応してまいります

■「経営者保証に関するガイドライン」の適用対象

- 本ガイドラインは、以下の全ての要件を充足する保証契約に適用されます。
 - ①保証契約の主たる債務者が中小企業・小規模事業者などであること
（中小企業・小規模事業者の範囲を超える企業や個人事業主も対象になり得ます）
 - ②保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業・小規模事業者などの経営者であること
（実質的な経営者や事業に従事している配偶者の第三者保証人なども対象に含まれます）
 - ③主たる債務者および保証人の双方が弁済に誠実で、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況などについて適時適切に開示していること
 - ④主たる債務者および保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと

内容のご照会や取引のご相談は、取引部店またはお近くのみずほ信託銀行にお申し出ください。なお、一般的な融資取引と同様に銀行での審査が必要となり、申出内容によってはご希望にそえない場合もあります。

「経営者保証に関するガイドライン」で求められている 金融機関側の対応

◆ 経営者保証の必要性に関する検討

- 金融機関は、以下の要件を将来に亘って充足すると見込まれる債務者について、経営者保証を求めない可能性などを債務者の意向もふまえて検討します。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
 - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること
 - ④ 法人から適時適切に財務情報などが提供されていること
 - ⑤ 経営者などから十分な物的担保の提供があること

◆ 既存の保証契約の適切な見直し

- 金融機関は、経営改善が図られたことなどにより、保証契約の変更・解除の申入れがあった場合、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額の設定などを検討します。
- また事業承継時において、金融機関は、前経営者が負担する保証債務は後継者に当然に引き継がせず、必要な情報開示を得た上で改めて経営者保証の必要性などを検討します。

◆ 保証契約締結時の保証の必要性の説明や適切な保証金額の設定

- 保証契約締結時において、金融機関は、以下の点について債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明するとともに、保証人の資産などの状況、融資額、債務者の信用状況、物的担保の設定状況などを総合的に勘案した上で適切な保証金額の設定に努めます。
 - ① 保証契約の必要性
 - ② 保証の必要性が解消された場合に保証契約の変更・解除などの見直しの可能性があること
 - ③ 原則として保証履行時の請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証人の資産状況などを勘案した上で、履行の範囲が定められること

◆ 保証債務履行時の金融機関の対応

- 本ガイドラインに基づいた保証債務履行時には、金融機関は、以下の対応を検討します。
 - ① 経営者の経営責任について、結果的に私的整理に至った事実のみをもって、一律かつ形式的に経営者の交代を求めないこと
 - ② 破産手続における自由財産に加え、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始などを促す観点から、一定の経済合理性が認められる場合には、一定期間の生計費（※1）に相当する額や、華美でない自宅（※2）などを当該保証人の残存財産に含めること
 - ※1 標準的な月額生計費（33万円）×雇用保険の給付期間（90～330日）
 - ※2 安定した事業継続のために必要な自宅など
 - ③ 保証人の資力に関する開示情報の正確性の表明保証などの要件充足を前提として、残存する保証債務の免除要請について誠実に対応すること